裾野市 週休2日推進工事特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週 休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間

契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始 休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時 中止している期間のほか、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等 の発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まないものとする。

- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)をいい、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を4週8休以上、25%(7日/28日)以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%(6日/28日)以上25%未満を4週6休以上4週7休未満という。

第3条 実施方法

週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画・実績表(参考様式)を監督員に提出し、これに基づき施工する。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画・実績表(参考様式)を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行い、 4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費 用計上による契約変更を行うものとする。

第4条 費用の計上

発注者は、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。